海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第三号及び第四号並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(8)までを(4)から(7)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8)　アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）

別表第一第一号イ中(10)を削り、(11)を(10)とし、(12)から(17)までを(11)から(16)までとし、同号イ(18)中「炭素数が八から十二までのものを含むものに限り、」を加え、同号イ(18)を同号イ(17)とし、同号イ(19)中「炭素数が八から十二までのものを含む」を削り、「混合物」の下に「（炭素数が八から十二までのものを含むものに限る。）」を加え、同号イ(19)を同号イ(18)とし、同号イ(18)の次に次のように加える。

(19)　海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）

別表第一第一号イ(20)中「亜鉛塩」を「塩化亜鉛」に改め、同号イ中(40)を削り、(39)を(40)とし、(23)から(38)までを(24)から(39)までとし、同号イ(22)中「沸点」を「、沸点」に改め、同号イ(22)を同号イ(23)とし、同号イ(21)の次に次のように加える。

(22)　クロトンアルデヒド

別表第一第一号イ中(41)を削り、(42)を(41)とし、(41)の次に次のように加える。

(42)　炭化水素ワックス

別表第一第一号イ(55)中「ドデセン」の下に「（一―ドデセンを除く。）」を加え、同号イ(81)中「環境大臣」を「、環境大臣」に改め、同号イ(81)を同号イ(86)とし、同号イ中(80)を(85)とし、(70)から(79)までを(75)から(84)までとし、(69)を(73)とし、(73)の次に次のように加える。

(74)　ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。）

別表第一第一号イ中(68)を(72)とし、(65)から(67)までを(69)から(71)までとし、同号イ(64)中「フタル酸ジイソオクチル」を「フタル酸ジオクチル」に改め、同号イ(64)を同号イ(68)とし、同号イ中(63)を(67)とし、(60)から(62)までを(64)から(66)までとし、(59)を(62)とし、(62)の次に次のように加える。

(63)　パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第一号イ中(58)を(61)とし、(57)の次に次のように加える。

(58)　ノルマルオクタンメルカプタン

(59)　ノルマルドデカンメルカプタン

(60)　廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）を除く。）

別表第一第一号ニ中「(81)を」を「(86)を」に、「第十六号」を「第二十三号」に、「イ(81)を」を「イ(86)」に改める。

別表第一第二号イ(10)中「共重合物」を「共重合体」に改める。

別表第一第二号イ中(464)を削り、(463)を(494)とし、(416)から(462)までを(447)から(493)までとし、(415)を(445)とし、(445)の次に次のように加える。

(446)　メタクリル酸ドデシル

別表第一第二号イ中(414)を(444)とし、(385)から(413)までを(415)から(443)までとし、同号イ(384)中「及びその混合物に限る」を「であつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く」に改め、同号イ(384)を同号イ(413)とし、同号イ(413)の次に次のように加える。

(414)　ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素を溶媒とする溶液

別表第一第二号イ(383)中「、重合度」を「重合度」に改め、同号イ(383)を同号イ(412)とし、同号イ中(382)を(411)とし、(373)から(381)までを(402)から(410)までとし、(372)を削り、(371)を(401)とし、(351)から(370)までを(381)から(400)までとし、(350)を(379)とし、(379)の次に次のように加える。

(380)　ぶどう油

別表第一第二号イ中(349)を(378)とし、(337)から(348)までを(366)から(377)までとし、(336)を(364)とし、(364)の次に次のように加える。

(365)　フタル酸ジオクチル

別表第一第二号イ中(335)を(363)とし、(334)を削り、(333)を(362)とし、(330)から(332)までを(359)から(361)までとし、(329)を(357)とし、(357)の次に次のように加える。

(358)　ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）

別表第一第二号イ中(328)を(356)とし、(323)から(327)までを(351)から(355)までとし、同号イ(322)中「パラフィンワックス」の下に「（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。）」を加え、同号イ(322)を同号イ(350)とし、同号イ中(321)を(349)とし、(308)から(320)までを(336)から(348)までとし、(307)を(334)とし、(334)の次に次のように加える。